

官報

号外

令和元年十二月三日

○第二百回 衆議院會議録 第十三号

令和元年十二月三日(火曜日)

議事日程 第十二号

令和元年十二月三日

午後一時開議

第一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長松島みどり君。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(松島みどり君登壇)

○松島みどり君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応し、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等によ

る国際仲裁事件及び国際調停事件の手續についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十一月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日森まさこ法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五分散会

出席国務大臣

法務大臣 森まさこ君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十一月二十九日、本院は、食品安全委員会委員に山本茂貴君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月二十九日、本院は、国家公安委員会委員に橋本敬子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月二十九日、本院は、個人情報保護委員会委員に丹野美絵子君を、同委員に小川克彦君、大島周平君及び加藤久和君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月二十九日、本院は、カジノ管理委員会委員に北村道夫君を、同委員に氏兼裕之君、渡路子君、遠藤典子君及び樋口建史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月二十九日、本院は、証券取引等監視委員会委員に長谷川充弘君を、同委員に高田さゆり君及び浜田康君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月二十九日、本院は、電気通信紛争処理委員会委員に田村幸一君、荒川薫君、小野武美君、三尾美枝子君及び小塚莊一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月二十九日、本院は、電波監理審議会委員に日比野隆司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月二十九日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に磯山誠二君、水野節子君及び長谷川三千子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月二十九日、本院は、中央更生保護審査会委員に伊藤富士江君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月二十九日、本院は、運輸審議会委員に牧満君及び河野康子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月二十九日、本院は、運輸安全委員会委員に丸井祐一君、石田弘明君、奥村文直君、鈴木美緒君及び新妻実保子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月二十九日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十一月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

港灣法の一部を改正する法律

母子保健法の一部を改正する法律

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

法律

一、昨二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域再生法の一部を改正する法律

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十一月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。

再犯の防止等の推進に関する法律第十条の規定に基づく「平成三十年度再犯の防止等に関する施策」に関する報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

青山 大人君	阿部 知子君
柚木 道義君	江田 憲司君
江田 康幸君	古屋 範子君
阿部 知子君	青山 大人君
江田 憲司君	柚木 道義君
古屋 範子君	江田 康幸君

法務委員

辞任

補欠

古川 康君	宮路 拓馬君
日吉 雄太君	浅野 哲君
松田 功君	櫻井 周君
竹内 譲君	太田 昌孝君
太田 昌孝君	伊藤 涉君
宮路 拓馬君	古川 康君
櫻井 周君	松田 功君
浅野 哲君	日吉 雄太君
伊藤 涉君	竹内 譲君

財務金融委員

辞任

補欠

國場幸之助君	務台 俊介君
武部 新君	大岡 敏孝君
辻 清人君	西田 昭二君
本田 太郎君	高木 啓君
宗清 皇一君	杉田 水脈君
櫻井 周君	松田 功君
串田 誠一君	杉本 和巳君
西田 昭二君	中曾根康隆君

大岡 敏孝君 武部 新君
杉田 水脈君 宗清 皇一君
高木 啓君 本田 太郎君
中曾根康隆君 辻 清人君
務台 俊介君 國場幸之助君
松田 功君 櫻井 周君
杉本 和巳君 串田 誠一君

(議案受領)

一、去る十一月二十九日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一六号) 農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一月二十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十一月二十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

母子保健法の一部を改正する法律案

一、去る十一月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

港灣法の一部を改正する法律案
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地域再生法の一部を改正する法律案(第百九十八回国会内閣提出、本院継続審査)

(質問書提出)

一、去る十一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

宗教活動に関わる事業のキャッシュレス決済に関する質問主意書(大西健介君提出)

「培養肉」に関する質問主意書(大西健介君提出)

「八丁味噌」の地理的表示保護制度への登録に関する再質問主意書(大西健介君提出)

三条委員会であるカジノ管理委員会の任務及び所掌事務に照らしその人事が不当であることに関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

統合イノベーション戦略二〇一九におけるイノベーションの阻害要因を府省間で共有し、各府省庁所管の事業・制度を見直すとの記述に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

産学連携の共同開発の推進に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

東京オリンピック・パラリンピックにおける旭日旗の使用に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

反社会的勢力の定義に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

祝賀御列の儀で天皇皇后両陛下を護衛したサイドカーの今後の使用に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

「桜を見る会」の招待者名簿に関する質問主意書(中谷一馬君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国の習近平国家主席の国賓としての招聘に関する質問主意書(前原誠司君提出)

災害時の避難所等でのベットの受入れ態勢等に関する質問主意書(牧義夫君提出)

中国における「宇治茶」関連の商標登録の問題等に関する質問主意書(山井和則君提出)

入管施設における長期収容問題に関する質問主意書(高木錬太郎君提出)

仮放免の運用と収容の実情に関する質問主意書(高木錬太郎君提出)

医療通訳に関する質問主意書(高木錬太郎君提出)

タワーマンション等の浸水対策指針の早期策定に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

児童虐待防止の観点からの臨床法医の養成の必要性と政府の取り組みに関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

死因究明等推進基本法の施行に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

外来生物法の改正に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

自動車の水没による車中死の防止対策に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長尾秀樹君提出給特法改正に当たっての地方公務員(教育職員)に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出企業主導型保育事業の新たな実施機関の公募に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出北方領土観光ツアーにおける北方領土の呼称についての注意喚起に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出給特法改正案における一年単位の変形労働時間制と上限ガイドラインの関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出北海道根室振興局管内北方領土に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出島根県隠岐郡隠岐の島町竹島に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出北九州空港の災害時における代替アクセス手段の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出北九州空港の三千メートル級滑走路の早期実現に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出北九州空港における次世代国産リージョナルジェット機の飛行試験の実現に関する質問に対する答弁書

令和元年十一月十八日提出
質問 第八一 号
給特法改正に当たっての地方公務員(教育職員)に関する質問主意書
提出者 長尾 秀樹

給特法改正に当たっての地方公務員(教育職員)に関する質問主意書
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に

関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第十四号)(いわゆる給特法改正案)が今国会に提出されている。

地方公務員の働き方改革の観点から、給特法改正案に関連して、以下、質問する。

一 給特法改正案においては、公立学校教師の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、健康及び福祉の確保を図る観点から、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等」を規定することとされている。二〇二〇年度からは会計年度任用職員制度が開始されるが、現行のいわゆる非常勤職員(講師)については、超過勤務は想定されておらず、時間内に業務を終えるように教育委員会は指導している一方で、多くの非常勤職員が長時間の超過勤務を行っているものの、雇用が不安定なので声を上げられないのではないかと考える。そこで、本改正により新たに規定される指針は会計年度任用職員をも対象としているのか。また、対象としていない場合、非常勤職員の長時間勤務を踏まえれば、これまで正規職員が担っていた勤務時間外の業務がさらに会計年度任用職員に押しつけられる懸念はないか。そのような懸念があるのなら、当該指針等に会計年度任用職員も含める等、手当する必要があるのか。

(八十五.〇%)、市区町村三百五十八(二十.八%)となっており、市区町村での取組を一層推進する必要があるとしている。また、同調査結果では、「庶務事務システムを導入している」と回答した教育委員会について、都道府県や政令市はともに六割程度なのに対し、市区町村は二割程度となっている。庶務事務システムについては、中央教育審議会の答申においても学校事務の適正化と事務処理の効率化を図るため、その導入に言及している。市町村教育委員会が業務改善を進めるためには、システム導入費や業務の外部委託費用など様々な予算が必要となるが、国庫支出金や地方交付税措置で財政面を手当する必要があるのか。

二 文部科学省の行った「平成三十年度 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果」によると、所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会は、都道府県四十三(九十一.五%)、政令市十七

三 地方公務員法に定める人事委員会の権限としては、勤務時間その他の勤務条件に関する研究や地方議会及び長への勧告などがある(法第八条)。また、同法においては職員の勤務条件に関する労働基準監督機関としての職権を行うことが定められており(法第五十八条)、当該委員会は、地方公務員たる公立学校職員の安全衛生管理等も調査・監督する立場にある。現在、公立学校の教育職員の長時間勤務が問題となっていることから、労働基準監督機関としての人事委員会はどのような職務を行っているのか。また、この問題解決にこれまでどのような役割を果たして来たのか伺いたい。

また、教育職員の長時間勤務の是正のため、総務省として人事委員会に対し具体的にどのような助言を行っているか。総務省の助言の下、人事委員会の取組によっても長時間労働が是正

されていない理由については、どのように捉えているのか。総務省としても、人事委員会に対し、公立学校教員の業務の長時間化の是正にもっと積極的に取り組むよう、さらなる助言を行うべきだと考えるが、如何。
右質問する。

内閣衆質二〇〇第八一号

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長尾秀樹君提出給特法改正に当たつての地方公務員(教育職員)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長尾秀樹君提出給特法改正に当たつての地方公務員(教育職員)に関する質問に対する答弁書

一について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号。以下「給特法」という。)第二条第二項の教育職員の定義において、講師については常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限るとされているため、会計年度任用職員(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十九号)による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。)については、今国会に提出して

いる公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案による改正後の給特法第七条第一項に規定する教育職員には含まれないこととなる。

御指摘の「これまで正規職員が担っていた勤務時間外の業務」に関しては、文部科学省において、地方公共団体に対して、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)(平成三十一年三月十八日付)三十三文科初第千四百九十七号文部科学事務次官通知」を发出し、服務監督権者である教育委員会に対し、「自ら学校現場に課している業務負担を見直すこと」及び「学校に課されている過度な負担を軽減することに尽力すること」等を求めているところであり、「これまで正規職員が担っていた勤務時間外の業務がさらに会計年度任用職員に押しつけられる」との御懸念は当たらないものと考えている。

二について

学校における業務改善の推進に係る経費については、地方公共団体に対して、学校の教育活動に多様な人材を活用することができるよう、児童生徒一人一人にきめ細かな対応を行うため教諭等に加えて学校教育活動を支援する職員等、中学校における部活動指導員及び教諭等が行う授業に係る資料の印刷等の準備等を行う職員を配置するための経費の一部を補助する「補習等のための指導員等派遣事業」等を実施するとともに、学校における事務の効率化等に資するシステムを導入するための経費として、必要な地方財政措置を講じているところである。

三について

公立学校の教諭等の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権については、地方公務員法第五十八条第五項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員(以下「人事委員会等」という。)が行うものとされており、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百一条等の規定に基づき、人事委員会等は事業場に臨検し、帳簿及び書類の提出を求めること等を行うことができる。このため、御指摘の「公立学校の教育職員の長時間勤務」についても、必要に応じ、これらの規定に基づき、各地方公共団体において人事委員会等が適切に対応しているものと考えている。

また、総務省としては、人事委員会の労働基準監督機関としての役割の重要性を踏まえ、人事委員会等が労働基準監督機関の職権を適切に行使することができるよう、過重労働に対する監督指導の徹底等について、様々な機会を捉えて助言している。教諭等の長時間勤務の要因については、中央教育審議会で平成三十一年一月二十五日に取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」において、「学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大されてきた」と、「教師の勤務時間を管理するという意識が、各学校の管理職や教師の服務監督を行う市区町村教育委員会等において希薄だった」と等

の指摘がなされていると承知しており、人事委員会が労働基準監督機関としての役割を積極的に果たし、教諭等の長時間勤務の是正に資するよう、同省として引き続き必要な助言を行ってまいりたい。

令和元年十一月十八日提出
質問 第八二号

企業主導型保育事業の新たな実施機関の公募に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

企業主導型保育事業の新たな実施機関の公募に関する質問主意書

事業開始以来、統廃した補助金不正事案に対して、補助金適正化法に基づかない、不透明な内輪の实地調査結果をもつて誤は済んだと判断したためか、内閣府は夏に行うと言っていた新たな企業主導型保育事業の実施機関の公募を十月一日にようやく始めた。しかしその公募要領を読むと、あたかも内閣府と現在の実施機関である児童育成協会の間での出来レース、あるいは巨額の談合とさえ言えるのではないかと、思わずざるを得ないので、以下質問する。

一 实地調査結果によれば、現時点で、公募要項の一頁の2(1)実施機関の基本要件③⑦が児童育成協会には備わっていない、児童育成協会には応募資格がないのではないかと。

二 もし応募資格があると強弁するのであれば、实地調査自体が、児童育成協会に対する便宜供与にあたるのではないかと。公平公正な競争条件、公募とは到底言えないのではないかと。

三 公募要項の六頁に、「3(1)補助基準額(令和元年度)二千十六億二千五百二十万一千円を上限とする」また4の「実施期間が五か年」とあるが、五か年ならば財政法第十五条の国庫債務負担行為の予算として国会の議決を得ればよいのであって、もし、この約二千億円が国庫債務負担行為の予算でないならば、国会の議決のない一箇年予算となり、その旨明記すべきではないか。

四 このような記載では、事情をよく知っている児童育成協会以外にとつては、二年目以降の予算額がいくらになるのか不明で、企画提案も計画も立てられず、応募が困難となり、応募を断念することになるのではないか。故意に他の応募団体にあきらめさせるように仕向けているのではないか。

五 国土交通省や農林水産省では、公共工事が二、三か年かかるのが当たり前なので、財政法第十五条に基づき、国庫債務負担行為として毎年国会の議決を得ている。また、十数年前から、パソコンやコピー機のリースも五か年なので、財務省が主導して、五か年の国庫債務負担行為にしたところである。衆議院議員会館も、PFI法に基づき、十か年の国庫債務負担行為としての公募をしている。このように国庫債務負担行為は普通に行われており、特別なものではないにもかかわらず、今回、内閣府が、国会の議決をとっていないのは、国会を軽視、無視していることになるのではないか。国庫債務負担行為の国会議決もなく、五年間で一兆円という巨額の公募を行っているのであれば、消費税を増税したにもかかわらず財政規律も無視して

いることになるのではないか。財務省はこういうやり方を許すのか。まん延してよいのか。

六 公募要項六頁の2(3)②の引き継ぎは、まるで児童育成協会の杜撰な業務を、応募団体に押し付けているようで、児童育成協会以外の応募団体を事実上拒否しているのではないか。民・民の契約なのだから、これは応募団体の自由であり、削除すべきなのではないか。

七 公募要項の七・九頁の5(4)事業実施計画書で、アイデアを記載させることになっているが、これに対する採点基準が非公表か始めからないのは不透明かつ不公平なのではないか。例えば、仮に、採点基準が実績百点、他は一点だとすると、一応、実績のある児童育成協会が有利となつて不公平であり、非公表自体が不透明なのではないか。

八 もし採点基準がないならば、厳格なる審査ではなく恣意的な審査であると言わざるをえないのではないか。例えば、厚生労働省の「既存不適合機械等更新支援補助金(間接補助金)に係る補助事業者(執行団体)の公募」においては、ちゃんと採点基準を公表しているではないか。「あいちトリエンナーレ」に対して不交付を決定した文化庁の文化資源活用推進事業においても採点基準は公表されている。同様に今回の公募においてもあらかじめ採点基準を公表すべきではないか。

九 公募要項の十三頁の13問い合わせ先の「※主な質問とその回答・・・随時公表することを予定」とあるが、質問と回答は全て公表しないと不公平ではないか。例えば、児童育成協会からの質問には回答して、それを公表しないならば、他の応募団体は知りえることができないので不公平なのではないか。

十 公募要領には実施機関を決定する目的の記載すらない。十一月二十九日を提出期限としているが、通常審査は一・二か月かかるのであつて、残りの二・三か月で、児童育成協会以外に約二千億円もの予算が執行できるわけがない。児童育成協会の再採択ありきのスケジュールであり、約二千億円の発注なのではないか。

右質問する。

内閣衆質二〇〇第八二号

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出企業主導型保育事業の新たな実施機関の公募に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出企業主導型保育事業の新たな実施機関の公募に関する質問に対する答弁書

一及び二について

企業主導型保育事業を行う者に対し、当該事業に要する経費を補助する事業の実施主体となる団体(以下「実施機関」という。)の選定については、実施機関の公募に応じた者(以下「応募団体」という。)が「企業主導型保育事業費補助金(間接補助金)に係る補助事業者(実施機関)の公募について(公募要項)」(令和元年十月一日内閣府子ども・子育て本部作成。以下「公募要項」という。)に記載されている基本要件を備えている

か等について、企業主導型保育事業点検・評価委員会(以下「点検・評価委員会」という。)において審査を行い、内閣府において決定することとしており、お尋ねの「児童育成協会には応募資格がないのではないか」については、内閣府が当該審査の終了前にこれを公にすることにより、点検・評価委員会における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

また、御指摘の「実地調査」は、内閣府に置かれた「児童育成協会の企業主導型保育事業に関する調査チーム」において、実施機関の公募・選定を適切に実施するため、現行の実施機関である公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)の業務運営上の課題に関する実地調査を行ったものであり、また、実施機関の審査は、点検・評価委員会において、実地調査結果ではなく応募団体が提出した書類等に基づき評価を行うものであり、「実地調査自体が、児童育成協会に対する便宜供与にあたるのではないか」との御指摘は当たらない。

三及び五について

企業主導型保育事業は単年度の事業であり、実施機関が行う当該事業の実施期間は公募要項において、「令和元年(契約締結日)から令和六年三月末までの五か年を基本(ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではない。とする。ただし、内閣府が設置する「点検・評価委員会(仮称)」において、毎年度の中頃及び年度末に内閣府に対し報告する当年度の事業実施状況の進捗等から事業の円滑な遂行が困難と判断された場合はその限りではない。」と

ただし書を含めて記載されていることから、「国会を軽視、無視している」及び「財政規律も無視している」との御指摘は当たらない。

四について

お尋ねの意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、公募要項においては、応募団体が具体的な事業実施計画等を作成できるようにするために、平成三十年度までの助成決定施設数及び令和二年度末までに約二万人分の企業主導型保育の受皿を確保することとされている旨が記載されている。

六について

お尋ねの公募要項における「保育安全研修事業や子育て支援員研修事業等、現在の実施機関である公益財団法人児童育成協会が令和元年度末までの間委託契約している業務については、内閣府と協議の上、必要に応じて決定された実施機関が引き継ぐ」との記載は、協会以外の応募団体が実施機関となった場合に当該業務の実施に混乱を来さないよう、必要に応じて当該業務を引き継ぐこととしたものであり、「児童育成協会以外の応募団体を事実上拒否しているのではないか」との御指摘は当たらず、また、現時点において、当該記載を削除すべきとは考えていない。

七及び八について

御指摘の「採点基準」については、令和元年十一月二十六日に点検・評価委員会において定められた「企業主導型保育助成事業実施機関選定要領」を内閣府ホームページにおいて公表しているところである。

九について

御指摘の「質問と回答」については、内閣府において、質問者が協会かどうかにかかわらず、軽微な事実関係に関する問合せを除き内閣府ホームページにおいて「企業主導型保育事業費補助金に係る補助事業者（実施機関）の公募に関するFAQ」（以下「公募に関するFAQ」という。）として公表しているところである。

十について

御指摘の「実施機関を決定する目的」については、公募に関するFAQにおいて公表しているところであり、また、実施機関の選定については、応募団体が公募要項に記載されている「助成事業を的確に遂行するに足る組織、人員を有していること」を含めた基本要件を備えているか等について、点検・評価委員会において審査を行い、内閣府において決定することとしていることから、「児童育成協会の再採択ありきのスケジュール」との御指摘は当たらない。

令和元年十一月十八日提出
質問 第八三号

北方領土観光ツアーにおける北方領土の呼称についての注意喚起に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

北方領土観光ツアーにおける北方領土の呼称についての注意喚起に関する質問主意書
日本とロシアによる北方領土での共同経済活動のパイロット事業として令和元年十月末から十一月初旬にかけて実施された国後、択捉両島への観

光ツアーにおいて、日本政府が発前に委託先の旅行会社の担当者を通じ、「北方領土」という呼称を現地で口にしないように注意喚起した上で、住民との交流時には「北方領土」と言わずに「北方四島」と呼ぶよう参加者に協力を求めているとの報道がある。以下、質問する。

一 日本政府が委託先の旅行会社を通じて右記の注意喚起を行ったのは事実か。

二 事実である場合、注意喚起の内容、実施した理由及び担当した部署について明らかにされたい。

三 これまで日本とロシアとの間で行われてきた他の事業や交渉において「北方領土」という呼称を使わないよう注意喚起を行ったことはあるか。

四 ロシアに阿つて「北方領土」という呼称を使わないよう注意喚起することは、これまでの我が国の方針とは異なるのではないか。また、このような注意喚起は、これまで進めてきた啓発活動とも相反するものではないか、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二〇〇第八三号

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出北方領土観光ツアーにおける北方領土の呼称についての注意喚起に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出北方領土観光ツアーにおける北方領土の呼称についての注意喚起に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねのような事実はない。

三について

お尋ねの「これまで日本とロシアとの間で行われてきた他の事業や交渉」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「ロシアに阿つて」の趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、ロシア連邦との間で領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く取り組んでいく考えである。

令和元年十一月十九日提出
質問 第八四号

給付法改正案における一年単位の変形労働時間制と上限ガイドラインの関係に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

給付法改正案における一年単位の変形労働時間制と上限ガイドラインの関係に関する質問主意書

現在、国会で審議されている公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（以下「本法律案」という。）

では公立学校の教員の時間外勤務の上限の目安を月四十五時間、年三百六十時間とするガイドライン(以下「上限ガイドライン」という。)を「指針」に格上げして在校等時間の削減に努めることに加え、「休日のまとめ取り」ができるよう地方公共団体の判断で一年単位の変形労働時間制の導入を条例で定めることができることとしています。

また、衆議院文部科学委員会において、萩生田文部科学大臣は夏季休業期間中の休日のまとめ取りは五日程度と考えており、一年単位の変形労働時間制の導入による勤務時間の延長は、年四十時間程度であると答弁しています。

一年単位の変形労働時間制を導入し、ある月の一か月間を毎日所定勤務時間よりも二時間延長した場合、平常時よりも四十時間程度の勤務時間の増加となりますが、当該月も上限ガイドラインの上限である四十五時間程度の時間外勤務を許してしまうと、平常時の所定勤務時間と比較して八十五時間の超過勤務を認めることになります。

これは過労死ラインを越えてしまっています。以下、政府に質問します。

一 本法律案の条文上は一年単位の変形労働時間制を導入し、所定勤務時間を延長した月においても、時間外勤務時間は上限ガイドラインが定める月四十五時間の上限まで認められるのでしょうか。

二 一年単位の変形労働時間制を導入した月の時間外勤務の上限は月四十五時間とするのではなく、変形労働時間制の導入によって増加した勤務時間を引いた時間(例えば、延長する勤務時間の合計が月四十時間の場合は五時間)にする

令和元年十二月三日 衆議院会議録第十三号 議長報告

べきだと思いますが、政府の見解を伺います。三 二について、政令等に明記する必要があると考えますが、政府の見解を伺います。右質問する。

内閣衆質二〇〇第八四号

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出給特法改正案における一年単位の変形労働時間制と上限ガイドラインの關係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出給特法改正案における一年単位の変形労働時間制と上限ガイドラインの關係に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号。以下「給特法」という。)第二条第二項に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)が職務に従事している時間に関しては、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の策定について(平成三十一年一月二十五日付け三十文科初第千四百二十四号文部科学省初等中等教育局長通知)の別添「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(以下「上限ガイドライン」という。)において、在校している時間を基本とした「在校等時間」を定義し

た上で、当該在校等時間の上限の目安時間を定めている。

文部科学省としては、今国会に提出している公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案による改正後の給特法(以下「改正後給特法」という。)第七条第一項に規定する指針(以下単に「指針」という。)において、上限ガイドラインと同様に、「在校等時間」を定義した上で、当該在校等時間の上限の目安時間(以下「指針における上限の目安時間」という。)を定めることとしている。その際、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十六条第四項において、同法第三十二条の四の規定により労働させる場合における同法第三十六条第三項に規定する限度時間は一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間とされていることを踏まえ、改正後給特法第五条の規定により読み替えて適用される地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条第三項の規定により読み替えて適用される労働基準法第三十二条の四に規定する一年単位の変形労働時間制(以下単に「一年単位の変形労働時間制」という。)を実施する場合の指針における上限の目安時間を、原則として一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間とすることとしている。

また、同省としては、一年単位の変形労働時間制の実施による教育職員の正規の勤務時間(改正後給特法第六条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)の延長に関しては、指針において、①正規の勤務時間を通常よ

り延長した日においても在校等時間が増加しないようにすること及び②長期休業期間等における業務量の削減によって確実に確保できる休日の数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限り正規の勤務時間の延長を行うようにすること等を定めることとしており、一年単位の変形労働時間制を実施することによって、御指摘のような「八十五時間の超過勤務」が生じることは通常想定されないものと考えている。

令和元年十一月十九日提出
質問 第八五号

北海道根室振興局管内北方領土に関する質問
主意書

提出者 丸山 穂高

北海道根室振興局管内北方領土に関する質問
問主意書

我が国固有の領土である、北海道根室振興局管内に属する択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の四島から成る北方領土の現況並びに北方四島交流事業(以下「交流事業」という。)について、以下、質問する。

一 オホーツク海と太平洋に挟まれた北緯四五度三三分二秒、東経一四八度四五分八秒に浮かぶ最北端の択捉島を含む北方領土の四島は日本の領土か。

二 北方領土には他国の国家機関が常駐しているが、その事実を政府は把握しているか。把握していれば、その現状について説明されたい。

三 北方領土及びその周辺にロシア政府が軍隊を派遣し、軍事演習を行つてゐることを政府は把握しているか。把握していれば、最近の動向の特徴及び直近事例の概要について説明されたい。また、それらについて政府としてどのような対応をとつてゐるのか。

四 北方領土に他国の大統領や国会議員が、日本国政府の入国手続を経ず上陸したとの報道があるが、その事実を政府は把握しているか。把握していれば、大統領の例及び国会議員の例のそれぞれについて、件数及び直近事例の概要を説明されたい。

五 日本国政府としては、憲法解釈上、北方領土に防衛出動することはできないとの認識か。また、治安出動についてはどうか。防衛出動、治安出動それぞれについて、できないとの認識である場合は、その理由を、根拠を明らかにして示されたい。

六 日本国政府としては、北方領土は日米安保条約第五条の適用対象ではないとの認識か。適用対象ではないとの認識である場合は、その理由を、根拠を明らかにして示されたい。

七 交流事業において、実施主体である北方四島交流北海道推進委員会並びに独立行政法人北方領土問題対策協会に対し、政府予算を平成三十一年度予算でどれだけ支出したか。

八 交流事業において、参加者に島での携帯電話による通信の自費を要請しているが、その理由如何。国後島に通信アンテナが存在する場合、総務省は電波法に基づく免許を出しているのか。島のアンテナが免許を得ていない場合は電

波法違反となるか。

九 本年五月十日出発の交流事業の政府職員同行者が、国後島において携帯電話を使用した事実を把握しているか。上記使用は、電波法違反となるか。

十 政府職員が同じく船舶「えとびりか」に乗船し国後島に上陸したが、その事実を把握しているか。また、「えとびりか」は国後島への近接時にロシア国旗を掲げていたが、我が国固有の領土への国内移動において、他国国旗を掲揚することを定めた法的根拠はあるか。過去の質問主意書に対する答弁書に示された、他国国旗を掲げたことによる友好関係の増進により、どのように四島返還へとつながっていくのか、政府の見解を問う。

十一 我が国の領土への接岸において、ロシア国旗を掲げる船舶に我が国の政府職員が乗船することは問題ではないか。

十二 北方領土問題について、平和的手段としての首脳クラスの外交渉でも解決に向けての動きが全く進まない中、不法占拠の早期解消に向けて今後どのように取り組むのか。右質問する。

内閣衆質二〇〇第八五号

令和元年十一月二十九日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員丸山穂高君提出北海道根室振興局管内北方領土に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出北海道根室振興局管内北方領土に関する質問に対する答弁書

一について

北方領土は我が国が主権を有する島々である。

二について

御指摘の「他国の国家機関が常駐」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、ロシア連邦の軍隊等が北方四島に駐留していると承知している。

三について

お尋ねの「北方領土及びその周辺にロシア政府が軍隊を派遣し、軍事演習を行つてゐること」については、政府としては把握しており、ロシア連邦政府に対し抗議してきているが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の「北方領土に他国の大統領や国会議員が、日本国政府の入国手続を経ず上陸したとの報道があるが、その事実」の具体的な内容が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「憲法解釈上、北方領土に防衛出動することはできないとの認識か。また、治安出動についてはどうか」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、その上で申し上げれば、北方領土問題につ

いては、自衛隊が対処すべき問題として扱うのではなく、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く取り組んでゐる。

六について

我が国及び米国は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十一年条約第六号)第五条に基づき、我が国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が発生した場合、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処することとなるが、現在の北方領土は、現実に我が国が施政を行ひ得ない状態にある。

七について

御指摘の「交流事業に関する令和元年度予算額は、二億九千六百六十二万二千円である。このうち、独立行政法人北方領土問題対策協会の事業費については、一億七千九百三十六万九千円であり、北方四島交流北海道推進委員会の事業費については、一億七千七百二十五万二千円である。

八について

お尋ねの「島での携帯電話による通信」については、我が国の法的立場を害するおそれがあるため、厳に慎むこととしてゐるところである。

また、お尋ねの「総務省は電波法に基づく免許を出しているのか」については、我が国において無線局を開設する場合は、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第四条の規定に基づき、総務大臣の免許を受ける必要があるが、政府としては、国後島を無線設備の設置場所とする無線局の免許を与えたことはない。

九について

お尋ねの「国後島において携帯電話を使用し
た」の具体的に意味するところが明らかではな
いため、お答えすることは困難である。

十及び十一について

御指摘の「本年五月十日出発の交流事業」にお
いて、「政府職員同行者」が船舶「えとびりか」に
乗船し、国後島に上陸したものと承知してい
る。

また、お尋ねの「国内移動において、他国国
旗を掲揚することを定めた法的根拠」につい
て、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）に
は、他国の国旗の掲揚を定めた規定はない。

御指摘の「交流事業」については、日本国民と
北方四島に居住するロシア連邦国民との相互理
解の増進を図り、領土問題の解決に寄与するこ
とを目的として実施しており、同船舶が日露両
国の国旗を掲揚していることは、双方の友好関
係の増進についての希望の表れとして行われて
いると承知している。

十二について

政府としては、ロシア連邦との間で領土問題
を解決して平和条約を締結するとの基本方針の
下、粘り強く取り組んでいく考えである。

令和元年十一月十九日提出
質 問 第 八 六 号

島根県隠岐郡隠岐の島町竹島に関する質問主
意書

提出者 丸山 穂高

令和元年十二月三日 衆議院会議録第十三号

議長報告

島根県隠岐郡隠岐の島町竹島に関する質問
主意書

我が国固有の領土である、島根県隠岐郡隠岐の
島町に属する竹島（東島、西島及びその周辺の数
十の小島から成る群島）の現況について、以下、
質問する。

一 日本海上の北緯三七度一四分、東経一二度
五二分に浮かぶ竹島は日本国の領土か。

二 竹島には他国の国家機関が常駐しているが、
その事実を政府は把握しているか。把握してい
れば、その現状について説明されたい。

三 竹島及びその周辺に韓国政府が軍隊を派遣
し、軍事演習を行っていることを政府は把握し
ているか。把握していれば、最近の動向の特徴
及び直近事例の概要について説明されたい。ま
た、それらについて政府としてどのような対応
をとっているのか。

四 竹島に他国の大統領や国会議員が、日本国政
府の入国手続を経ず上陸したとの報道がある
が、その事実を政府は把握しているか。把握し
ていれば、大統領の例及び国会議員の例のそれ
ぞれについて、件数及び直近事例の概要を説明
されたい。

五 日本国政府としては、憲法解釈上、竹島に防
衛出動することはできないとの認識か。また、
治安出動についてはどうか。防衛出動、治安出
動それぞれについて、できないとの認識である
場合は、その理由を、根拠を明らかにして示さ
れたい。

六 日本国政府としては、竹島は日米安保条約第
五条の適用対象ではないとの認識か。適用対象

ではないとの認識である場合は、その理由を、
根拠を明らかにして示されたい。

七 竹島問題の解決について、平和的手段である
外交交渉や両国政府が合意する手段に従った調
停、国際司法裁判所での紛争解決が全く進まな
い中、不法占拠の早期解消に向けて今後どのよ
うに取り組むのか。

右質問する。

内閣衆質二〇〇第八六号

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出島根県隠岐郡隠岐の
島町竹島に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出島根県隠岐郡隠
岐の島町竹島に関する質問に対する答弁書

一について

竹島は我が国固有の領土である。

二について

御指摘の「他国の国家機関が常駐」の具体的に
意味するところが必ずしも明らかではないが、
政府としては、大韓民国（以下「韓国」という）
の警備隊等が竹島に駐留していると承知してい
る。

三について

お尋ねの「竹島及びその周辺に韓国政府が軍
隊を派遣し、軍事演習を行っていること」につ
いては、政府としては把握しており、韓国政府

に対して抗議してきているが、これ以上の詳細
については、今後の対応に支障を来すおそれ
があることから、お答えすることは差し控えた
い。

四について

御指摘の「竹島に他国の大統領や国会議員
が、日本国政府の入国手続を経ず上陸したとの
報道があるが、その事実」の具体的な内容が明
らかではないため、お尋ねについてお答えする
ことは困難である。

五について

お尋ねの「憲法解釈上、竹島に防衛出動する
ことはできないとの認識か。また、治安出動に
ついてはどうか」の意味するところが明らかで
はないため、お答えすることは困難であるが、
その上で申し上げれば、竹島問題については、
自衛隊が対処すべき問題として扱うのではなく、
平和的解決を図るため、粘り強く取り組ん
でいる。

六について

我が国及び米国は、日本国とアメリカ合衆国
との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十
五年条約第六号）第五条に基づき、我が国の施
政の下にある領域における、いずれか一方に対
する武力攻撃が発生した場合、自国の憲法上の
規定及び手続に従って共通の危険に対処するこ
ととなるが、現在の竹島は、現実に我が国が施
政を行ない得ない状態にある。

七について

政府としては、竹島問題に関する我が国の立
場を主張し、同問題の平和的解決を図る上で有

効な方策を不断に検討しているが、今後の取組に関し、その内容を具体的に明らかにすることについては、同問題への今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

令和元年十一月十九日提出
質問 第八七号

北九州空港の災害時における代替アクセス手段の確保に関する質問主意書

提出者 城井 崇

北九州空港の災害時における代替アクセス手段の確保に関する質問主意書

北九州周辺地域が災害を受けた場合、北九州空港は災害時の緊急輸送拠点としての機能を発揮することが期待されている。

また、令和元年度末には、海上保安庁第七管区海上保安本部の航空基地移転が予定されていることから、さらなる機能の強化が期待されている。

しかし、北九州空港は、海上の人工島に位置する海上空港であることから、アクセスルートが限られているため、災害時の緊急輸送拠点として十分に機能を発揮することができるのか、災害時に空港利用者が安全に避難することができるのか、懸念されているところである。

そこで、北九州空港の災害時における代替アクセス手段の確保に関して、以下質問する。

一 北九州空港の災害時における代替アクセス手段の確保については、災害時の緊急輸送拠点としての機能を発揮するためにも、また、空港が被災した場合には、現在使用している地域高規格道路である新北九州空港道路の連絡橋などのアクセスルートが使用することができなくなることを想定して、空港利用者などを速やかに避難させるためにも、複数の交通手段を確保することが必要である。そこで、政府は地方自治体と協力して、北九州空港の災害時における代替アクセス手段の確保のために、船舶による海上アクセスの構築などの、必要な措置を講ずるべきと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二〇〇第八七号

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出北九州空港の災害時における代替アクセス手段の確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出北九州空港の災害時における代替アクセス手段の確保に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「北九州空港の災害時における代替アクセス手段の確保」については、船舶による輸送が災害時における代替アクセス手段の有力な選択肢の一つになり得るものとして、地方自治体を含めた関係者と検討を進めているところである。

令和元年十一月十九日提出
質問 第八八号

北九州空港の三千メートル級滑走路の早期実現に関する質問主意書

提出者 城井 崇

北九州空港の三千メートル級滑走路の早期実現に関する質問主意書

北九州空港は九州で唯一の二十四時間運用空港である。

さらに、本州・九州間をつなぐ陸海の交通結節点で、九州最大規模の自動車・電子機器などの産業集積地でもある。

この地理的優位性から航空貨物拠点化を標榜し、貨物路線誘致に取り組んでいるが、滑走路の制約から、本来誘致出来た大型貨物機の就航機会を逸失しており、地域経済発展の制約条件になっている。

特に、本年開催された、東アジアの航空需要と北九州空港の可能性に関するシンポジウムにおいて、北九州空港は二十四時間空港であるため、大型航空機を取り扱う航空会社として、運航計画を立てやすく、駐機拠点としても注目されており、航空会社としての期待、要求の声も高まってきているところである。

また、北九州市は、航空需要や潜在需要等をもとに、三千メートル級滑走路が実現できた場合と、現滑走路長の場合における、それぞれの効果を算定・比較する等、より具体的な検証にも着手している。

滑走路延伸が実現した場合には、便益創出に加

え、昨年の台風二十一号による関西国際空港の被災など、他の空港の滑走路閉鎖に対応する航空ネットワークの維持という観点で、物流面を支える代替空港としてのポテンシャルも最大限に引き出すことができると考えられる。

そこで、北九州空港の三千メートル級滑走路の早期実現に関して、以下質問する。

一 大型航空機でも安定して離着陸できるように北九州空港の滑走路の三千メートル化を早期に実現するため、政府において必要な措置を講ずるべきと考える。政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二〇〇第八八号

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出北九州空港の三千メートル級滑走路の早期実現に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出北九州空港の三千メートル級滑走路の早期実現に関する質問に対する答弁書

一について

空港法(昭和三十一年法律第八十号)第十五条第一項に規定する国管理空港である北九州空港について、福岡県及び北九州市が長距離の国際航空貨物便の誘致等の取組を進めていることは

承知しているが、御指摘の「北九州空港の滑走路の三千メートル化」については、政府としては、地元関係者の意見等を踏まえつつ、その効果や影響等について十分に検証する必要があると考えている。

令和元年十一月十九日提出
質 問 第 八 九 号

北九州空港における次世代国産リージョナルジェット機の飛行試験の実現に関する質問主意書

提出者 城井 崇

北九州空港における次世代国産リージョナルジェット機の飛行試験の実現に関する質問主意書

世界的に拡大する航空需要を我が国の次世代産業として確立すべく、百席以下の次世代国産リージョナルジェット機が、三菱重工グループにより開発されている。

北九州空港は、この次世代国産リージョナルジェット機の飛行試験のサブ拠点に位置付けられているが、ものづくり産業の発展を図る北九州市や周辺自治体にとって、新たに航空機産業の集積を図る上で、飛行試験の実現は、必要不可欠であると考えられている。

そこで、北九州空港における次世代国産リージョナルジェット機の飛行試験の実現に関して、以下質問する。

一 ものづくり産業の発展を図る北九州市や周辺

自治体において、新たに航空機産業の集積を図るためにも、北九州空港における次世代国産リージョナルジェット機の飛行試験を実現するため、政府において必要な措置を講ずるべきと考えている。政府の認識を明らかにされたい。

右
国会に提出する。
令和元年十月十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣衆質二〇〇第八九号

令和元年十一月二十九日

衆議院議員 大島 理森殿
衆議院議長 安倍 晋三

衆議院議員城井崇君提出北九州空港における次世代国産リージョナルジェット機の飛行試験の実現に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出北九州空港における次世代国産リージョナルジェット機の飛行試験の実現に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「飛行試験」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「次世代国産リージョナルジェット機」の試験飛行を行う空港の選定については、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第十一条第一項ただし書の許可を申請する、御指摘の「三菱重工グループ」において行われるものと承知している。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する
特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

第一条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 第十一号を次のように改める。

十一 国際仲裁事件 民事に関する仲裁事件であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの(当事者の全部又は一部の発行済株式(議決権のあるものに限る。)又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。))又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。)

ロ 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法(当事者が合意により定めたものに限る。))が日本法以外の法であるもの

ハ 外国を仲裁地とするもの
第二条 第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 国際調停事件 民事に関する調停

事件(民事に関するあつせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法人その他の社團若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。))であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの(当事者の全部又は一部の発行済株式(議決権のあるものに限る。))又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。))又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。)

ロ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法(当事者が合意により定めたものに限る。))が日本法以外の法であるもの

第五条の三の見出しを「国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續の代理」に改め、同条中「国際仲裁事件の手續(当該手續に伴う和解の手續を含む。以下同じ。)」を「次に掲げる手續」に改め、同条に次の各号を加える。

一 国際仲裁事件の手續(当該手續の進行中に仲裁人が試み、又は当事者間で行われる和解の手續を含む。))及び当該国際仲裁事件に係る仲裁合意の対象とされた民事上の紛

一 国際調停事件の手續（民間事業者によつて実施されるものに限る。以下同じ。）

第十条第二項中「二年」を「三年」に改める。

第五十條第二項中「から第九号までの規定中規定する法人」とあるのは、規定する法人又は
 国弁護士による法律事務の取扱いに関する特
 措置法第二条第三号の二に規定する外国法事
 弁護士法人」を「中」〔弁護士法人第三十條の二
 一項に規定する弁護士法人〕とあるのは「外国
 事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務

取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法第六十六号）第二条第三号の二に規定する外
法事務弁護士法人」と、「外国法事務弁護士法

(外国弁護士による法律事務の取扱いに關す
特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第
条第三号の二に規定する外国法律事務弁護士法

「とあるのは「弁護士法人(第三十条の二第一)に規定する弁護士法人」と、同条第七号から九号までの規定中「弁護士法人の社員」とある

は「外国法事務弁護士法人の社員」と、「外国法事務弁護士法人の使用人」とあるのは「弁護士人の使用人」に改める。

第五十条の五第二項及び第五十条の八第一項
二号中「国際仲裁事件」を「国際仲裁事件の手
等及び国際調停事件」に改める。

第五十条の十三第二項中「及び第三十条の二
中「社員等」とあるのは「社員又は使用人であ
る社員等」とあり、同法第三十条の二第一項中「
外国法事務弁護士」を「中「社員若しくは使用

人である弁護士」に改め、「外国法事務弁護士で」との下に、「同法第三十条の三十第一項中

法律事務の取扱ひに関する特別措置法(昭和六十年法律第六十六号)第五十条の十三第二項において準用する弁護士法」と、同条第二項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法第五十条の十三第二項において準用する弁護士法」とを加える。

第五十一条第一項中「この法律」の下に「弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士にあつては、この法律又は弁護士法」を加える。

第五十八條の二（見出しを含む。）中「国際仲裁事件」を「国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件」に改める。

第六十五条中「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改める。

第六十六条中「第五十条又は」を「第五十条第

第七十条第一項中「外国法事務弁護士法人の社員又は」を「弁護士法人の使用人である外国法

事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の社員若しくは」に改め、「使用人である外国法事務弁護士」の下に「若しくは使用人である弁護士」を加

え、「その外国法事務弁護士法人」を「その弁護士法人又は外国法事務弁護士法人」に改める。

二条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関

する特別措置法の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律

目次中「第六条」を「第八条」に、「第七条」「第十五条」を「第九条」「第十六条」に、「第十六条」「第二十条」を「第十七条」「第二十一条」に、「第二十一条」「第二十三条」を「第二十二条」「第二十四条」に、「第二十四条」「第三十六条」を「第二十五条」「第三十七条」に、「第三十七条」「第三十九条」を「第三十八条」「第四十条」に、「第四十条」「第四十三条」を「第四十一条」「第四十四条」に、「第四十四条」「第五十条」を「第四十五条」「第五十五条」に、「第五十条の二」「第五十条の十三」「第五十六条」「第六十七条」に、

「第六章 懲罰第二節」

懲戒の処分(第五十一条—第五十四条)
外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁

護士綱紀委員会(第五十五条―第五十八条)」を

第六章 弁護士・外国法事務弁護士共同法人
第七章 他の種類の法人への変更及び他の種
第八章 懲戒

第二節 外國法律事務
第三節 外國法律事務

類の法人との合併(第八十一条・第八十二条)
弁護士法人に対する懲戒の処分(第八十三条)

人に対する懲戒(第九十二条―第九十七条)

に、〔第七章〕を〔第九章〕に、〔第

五十八条の二―第六十二条を「第九十八条―第一百四条」に、「第八章」を「第十章」に、「第六十三―第七十二条」を「第一百五―第一百四条」に改める。

第一条中「みちを開き」を「制度を定め」に改め、「規律する」の下に「とともに、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立を可能とする」を加え、「特別の」を削る。

第二條第十五号中「又は弁護士法人」を、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に改め、同号を同條第十九号とし、同條第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号の二を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第

十号を第十三号とし、同条第九号中「第七條」を「第九條」に、「第十六條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第八号を第十一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第七條」を「第九條」に改め、同号を同条第七号とし、同

第十九条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 弁護士・外国法事務弁護士共同法人 弁護士法第三条に規定する業務を行うことを目的として、この法律の定めるところによ

り、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して設立した法人をいう。

第二条第三号中「第七条」を「第九条」に、「第

二十四条」を「第二十五条」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

第五条第一項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

第七十二条中「外国法事務弁護士法人」を「弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第一号中「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項又は第八十条第一項」に改め、同条第二号及び第三号中「第五十条の十三第二項」を「第六十七條第二項、第八十条第一項又は第八十二条第三項」に改め、同条第四号中「第五十条の十三第二項」を「第六十七條第二項若しくは第八十条第一項」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「第五十条の十三第二項」を「第六十七條第二項又は第八十条第一項」に改め、同条を第百十四条とする。

第七十一条各号中「第五十条の十三第二項」を「第六十七條第二項、第八十条第一項又は第八十二条第三項」に改め、同条を第百十三条とする。

第七十条第一項中「又は外国法事務弁護士法人の社員」を「外国法事務弁護士法人の社員」に改め、「使用人である弁護士」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員若しくは使用人である弁護士若しくは外国法事務弁護士」を加え、「又は外国法事務弁護士法人の業務」を「外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務」に、「又は外国法事務弁護士法人に」を「外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に」に改め、同項第一号中「第六十三條」を「第百五

条」に改め、同項第二号中「第六十五条(第五十条の十三第二項)を「第百七條第六十七條第二項又は第八十条第一項」に改め、同項第三号中「第六十六条(第五十条の十三第二項)を「第百八條第六十七條第二項又は第八十条第一項」に、「第六十六条の二」を「第百八條の二」に改め、同条を第百十二条とする。

第六十九条中「第五十条の十三第二項」を「第六十七條第二項、第八十条第一項又は第八十二条第三項」に改め、同条を第百十一条とする。

第六十八条中「第六十一条」を「第百三條」に改め、同条を第百十條とし、第六十七條を第百九條とする。

第六十六条中「第五十条第一項又は第五十条の十三第二項」を「第五十五條第一項、第六十七條第二項又は第八十条第一項」に改め、同条を第百八條とする。

第六十五条中「第五十条第一項」を「第五十五條第一項」に、「第五十条の十三第二項」を「第六十七條第二項若しくは第八十条第一項」に改め、同条を第百七條とし、第六十四條を第百六條とする。

第六十三條中「の各号」を削り、同条第四号中「第五条の二第一項」を「第六條第一項」に改め、同条を第百五條とする。

第八章を第十章とする。

第七章中第六十二条を第百四條とする。

第六十一条第一項中「又は外国法事務弁護士法人」を「外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条に次の一項を加える。

3 弁護士・外国法事務弁護士共同法人でない者は、その名称中に弁護士・外国法事務弁護士共同法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第六十一条を第百三條とする。

第六十条第一項中「第二十六条」を「第二十七條」に、「第二十八條第三項」を「第二十九條第三項」に、「第三十條第二項」を「第三十一條第二項」に、「又は第五十一条」を「第八十三條」に改め、「受けた者」の下に「又は第九十二条の規定により弁護士会がした懲戒の処分についての審査請求を却下され若しくは棄却され、若しくは第九十四条の規定により日本弁護士連合会から懲戒を受けた者」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第九十二条の規定により弁護士会がした懲戒の処分に関しては、これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

第六十條を第百二條とし、第五十九條を第百一條とし、第五十八條の四を第百條とする。

第五十八條の三中「第十條第四項(第十四條第四項、第十六條第二項及び第二十條第三項)を「第十二條第四項(第十六條第四項、第十七條第二項及び第二十一條第三項)に、「第十四條第一項」を「第十六條第一項」に、「第二十條第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同条を第九十九條とする。

第五十八條の二ただし書中「第五十二條第一項第二号」を「第八十四條第一項第二号」に改め、同条を第九十八條とする。

第七章を第九章とする。

第五十八條第二項中「第五十三條第三項」を「第八十五條第三項」に改め、同条第六項及び第八項中「第三十八條第四項」を「第三十九條第四項」に改め、同条第九項中「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、第六章第二節中同条を第九十一條とする。

第五十七條第三項中「第五十三條第一項」を「第八十五條第一項」に改め、同条を第九十條とする。

第五十六條第四項及び第六項中「第三十八條第四項」を「第三十九條第四項」に改め、同条第七項中「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、同条を第八十九條とし、第五十五條を第八十八條とする。

第六章第一節の節名を次のように改める。

第一節 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に対する懲戒の処分

第五十四條中「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、第六章第一節中同条を第八十六條とし、同条の次に次の一條を加える。

(弁護士・外国法事務弁護士共同法人への種類の變更の制限)

第八十七條 懲戒の手續に付された外国法事務弁護士法人は、第八十一条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人に種類を變更した場合においては、懲戒の手續が終了するまで、なお種類を變更してはならないものとみなす。

第五十三条を第八十五条とし、第五十二条を第八十四条とし、第五十一条を第八十三条とする。

第六章に次の一節を加える。

第三節 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒

(懲戒事由及び懲戒権者)

第九十二条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 懲戒は、その弁護士・外国法事務弁護士共同法人の所属弁護士会が、これを行う。

3 弁護士会がその地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対して行う懲戒の事由は、その地域内にある従たる法律事務所に係るものに限る。

(懲戒の種類)

第九十三条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒は、次の四種とする。

一 戒告

二 二年以内の弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止又はその法律事務所の業務の停止

三 退会命令(当該弁護士会の地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対するものに限る。)

四 除名(当該弁護士会の地域内に主たる法律事務所を有する弁護士・外国法事務弁護

士共同法人に対するものに限る。)

2 弁護士法第五十七条第三項及び第四項の規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十三条第一項第二号」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十三条第一項」と読み替えるものとする。

(日本弁護士連合会の懲戒)

第九十四条 日本弁護士連合会は、第九十二条第一項に規定する事案について自らその弁護士・外国法事務弁護士共同法人を懲戒することを適当と認めるときは、次項において準用する弁護士法第六十条第二項から第六項までに規定するところにより、これを懲戒することができる。

2 弁護士法第六十条第二項から第六項までの規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒の手続について準用する。この場合において、同条第三項から第六項までの規定中「対象弁護士等」とあるのは、「懲戒の手続に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人」と読み替えるものとする。

(弁護士法の準用)

第九十五条 弁護士法第五十七条の二の規定は懲戒を受けた弁護士・外国法事務弁護士共同法人について、同法第五十八条の規定は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒の請求、調査及び審査について、同法第五十

九条の規定は懲戒を受けた弁護士・外国法事務弁護士共同法人の審査請求に対する裁決について、同法第六十二条の規定は懲戒の手続に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人について、同法第六十三条の規定は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒の手続について、同法第六十四条から第六十六条の五までの規定は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒の請求をした者による異議の申出及び異議の審査等について、同法第六十四条の六及び第六十四条の七の規定は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒の処分等について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十七条の二第二項中「前条第二項第三号」とあるのは、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十三条第一項第三号」と、同法第五十八條第三項中「対象弁護士等(懲戒の手続に付された弁護士又は弁護士法人をいう。以下同じ。）」とあり、並びに同条第四項から第六項まで並びに同法第六十四条第一項、第六十四条の二第二項及び第四項、第六十四条の五第二項から第四項まで、第六十四条の六並びに第六十四条の七中「対象弁護士等」とあるのは「懲戒の手続に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人」と、同法第五十九条第一項中「第五十六条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二条」と、同条第三項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九十五条において準用する弁護士法」と、同

法第六十二条第四項及び第五項中「この章の規定の適用については」とあるのは「当該懲戒の手続との関係においては」と読み替えるものとする。

(弁護士会及び日本弁護士連合会の懲戒委員会の審査等)

第九十六条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する弁護士法第六十五条第二項、第六十七条、第七十条第二項及び第三項、第七十一条の七、第七十一条第二項並びに第七十一条の六の規定の適用については、同法第六十五条第二項中「弁護士又は弁護士法人」とあるのは「弁護士・外国法事務弁護士共同法人(外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第二条第六号に規定する弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいう。以下同じ。)」と、同法第六十七条第一項及び第三項、第七十条の七、第七十一条第二項並びに第七十一条の六中「対象弁護士等」とあるのは「懲戒の手続に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人」と、同法第六十七条第二項中「審査を受ける弁護士又は審査を受ける弁護士法人」とあるのは「審査を受ける弁護士・外国法事務弁護士共同法人」と、同項中「弁護士又は弁護士法人」とあり、並びに同法第七十条第二項及び第三項中「弁護士及び弁護士法人」とあるのは「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」と、同条第二項中「第五十八条第二項」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十五条において準用する第五十八条第二項」と、同項及び同条第三項中「第七十一条の六第二項」とあるのは「同法第九十六

条の規定により読み替えて適用する第七十一条の六第二項」と、同項中「第六十条第二項」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十四条第二項において準用する第六十条第二項」と、「第六十四条の二第二項」とあるのは「同法第九十五条において準用する第六十四条の二第二項」とする。

(外国法事務弁護士法人への種類の変更の制限)

第九十七条 懲戒の手続に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、第八十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により外国法事務弁護士法人に種類を変更した場合には、懲戒の手続が終了するまで、なお種類を変更してはならないものとみなす。

第六章を第八章とし、第五章の次に次の二章を加える。

第六章 弁護士・外国法事務弁護士共同法人

(設立)

第六十八条 弁護士及び外国法事務弁護士は、この章の定めるところにより、共同して、弁護士・外国法事務弁護士共同法人を設立することができる。

(名称)

第六十九条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、その名称中に弁護士・外国法事務弁護士共同法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第七十条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員は、弁護士又は外国法事務弁護士でなければならない。

2 次に掲げる者は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となることができない。

一 弁護士法第五十六条若しくは第六十条の規定又は第八十三条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第九十二条又は第九十四条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が除名され、又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

三 弁護士法第五十六条又は第六十条の規定により弁護士法人が除名され、又は弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

四 第八十三条の規定により外国法事務弁護士法人が除名され、又は外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にお

いて、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

(業務の範囲)

第七十一条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、弁護士法第三条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

(設立の手続)

第七十二条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人を設立するには、その社員になろうとする弁護士及び外国法事務弁護士が、共同して定款を定めなければならない。

2 弁護士法第三十条の八第二項及び第三項の規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の定款について準用する。この場合において、同項第五号中「所属弁護士会」とあるのは、「所属弁護士会(外国法事務弁護士である社員にあつては、その原資格国法(外国)弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第二条第八号に規定する原資格国法をいう。)及び指定法(同条第十二号に規定する指定法をいう。)を含む。」と読み替えるものとする。

(弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会)

第七十三条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、その成立の時に、主たる法律事務所のある地域の弁護士会(二個以上の弁護士

会があるときは、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人が定款に記載した弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとする。

2 第四十二条第一項及び弁護士法第三十六条の二第二項から第七項までの規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人について準用する。この場合において、同条第二項中「の会員となる」とあるのは、「に入会するものとする」と読み替えるものとする。

(業務の執行)

第七十四条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の弁護士である社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、全て業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 第六十二条の規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の外国法事務弁護士である社員の業務の執行について準用する。

(法人の代表)

第七十五条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務を執行する社員は、各自弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員中特に弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。ただし、定款又は総社員の同意によつても、代表すべき社員の全員を外国法事務弁護士である社員と定めることができる。

3 弁護士である社員のみが執行することのできる業務(弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務のうち、前条第二項において準用する第六十二条の規定により外国法事務弁護士

である社員が執行することのできる業務以外の業務をいう。以下同じ。については、前二項の規定にかかわらず、業務を執行する社員（定款又は総社員の同意により当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表すべき社員を定めた場合にあつては、その社員）のうち弁護士である社員のみが各自弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表する。 4 弁護士法第三十条の十三第三項から第五項までの規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人を代表する社員について準用する。 （外国法事務弁護士である社員の資格の表示） 第七十六条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、外国法事務弁護士である社員が業務を執行するに際しては、当該社員に、外国法事務弁護士の名称を用いさせ、かつ、その名称に原資格国の国名を付加させなければならない。 （法律事務所） 第七十七条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の事務所は、法律事務所と称する。 2 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、その法律事務所の名称中に当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称を用いなければならない。 3 法律事務所は、その弁護士・外国法事務弁護士共同法人の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。 （権限外法律事務の取扱いについての業務上の命令及び不当関与の禁止等） 第七十八条 弁護士・外国法事務弁護士共同法	人の外国法事務弁護士である社員は、自己の権限外法律事務の取扱いについて、使用人である弁護士又は外国法事務弁護士に対し、業務上の命令をしてはならない。 2 前項の規定に違反してされた命令を受けて、外国法事務弁護士である社員が権限外法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。 3 外国法事務弁護士である社員は、弁護士である社員又は弁護士若しくは外国法事務弁護士である使用人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士である社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。 （弁護士の雇用に係る届出） 第七十九条 弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、弁護士を雇用しようとするときは、あらかじめ、当該雇用に係る弁護士の氏名及び勤務する法律事務所その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。 2 前項の規定による届出をした弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、当該届出に係る事項のうち、日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、	同項後段の規定を準用する。 3 第一項の規定による届出をした弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、弁護士を雇用することをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。 4 日本弁護士連合会は、前三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の所属弁護士会及び当該雇用に係る弁護士の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。 （弁護士法の準用等） 第八十条 弁護士法第一条、第二十一条、第二十二條、第二十三條の二、第二十四條、第二十七條から第二十九條まで、第三十條の六、第三十條の七、第三十條の九から第三十條の十一まで、第三十條の十四（第七項を除く。）、第三十條の十五から第三十條の二十まで、第三十條の二十二、第三十條の二十三及び第三十條の二十五から第三十條の三十までの規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人について準用する。この場合において、同法第三十條の十七中「社員」とあるのは「弁護士である社員」と、同法第三十條の十八第四号中「社員若しくは使用人である弁護士又は使用人である外国法事務弁護士（以下「社員等」という。）」とあり、及び同法第三十條の二十中「社員等」とあるのは「社員又は使用人である弁護士又は外国法事務弁護士」と、同法第三十條の十八第五号中「社員」とあるのは	「社員（弁護士である社員のみが執行することのできる業務（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第七十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務をいう。）に係る事件にあつては、弁護士である社員）」と、同法第三十條の十九第一項中「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」とあるのは、「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第二十五條に規定する外国法事務弁護士法人をいう。）」と、同法第三十條の二十二第四号中「第七條各号（第二号を除く。）」とあるのは「第七條各号（第二号を除く。）」（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十條において準用する場合を含む。）」と、同法第五十條中「第十一條」とあるのは「第十一條又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第三十條」と、同法第六十條中「まで」とあるのは「まで若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十四條第一項第二号から第四号まで」と、「第十三條第一項」とあるのは「第十三條第一項若しくは同法第三十一條第二項」と、同法第七十條中「第三十條の三十第一項」とあるのは「第三十條の三十第一項（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十條第一項において準用する場合を含む。）」と、同法第三十條の二十三第一項第六号中「第五十六條又は第六十條」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二條又は第九十四條」と、同
---	--	---	---

法第三十条の三十第一項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第八十条第一項において準用する弁護士法」と、同条第二項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十条第一項において準用する弁護士法」と読み替えるものとする。

2 弁護士法第七十二条並びに第七十四条第一項及び第二項の規定は、弁護士・外国法律事務弁護士共同法人には適用しない。

第七章 他の種類の法人への変更及び他の種類の法人との合併

(他の種類の法人への変更)

第八十一条 次の各号に掲げる法人は、当該各号に定める定款の変更をすることにより、弁護士・外国法律事務弁護士共同法人となる。

一 弁護士法人 外国法律事務弁護士を社員として加入させる定款の変更

二 外国法律事務弁護士法人 弁護士を社員として加入させる定款の変更

2 弁護士・外国法律事務弁護士共同法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める法人となる。

一 弁護士である社員が脱退したことにより当該弁護士・外国法律事務弁護士共同法人の社員が外国法律事務弁護士である社員のみとなつた場合 外国法律事務弁護士法人

二 外国法律事務弁護士である社員が脱退したことにより当該弁護士・外国法律事務弁護士共同法人の社員が弁護士である社員のみとなる

共同法人の社員が弁護士である社員のみとなる

なつた場合 弁護士法人

3 弁護士法人、外国法律事務弁護士法人又は弁護士・外国法律事務弁護士共同法人が前二項の規定により他の種類の法人となつたときは、その時から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、他の種類の法人となつた旨を所屬弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならぬ。

(他の種類の法人との合併)

第八十二条 次の各号に掲げる法人は、総社員の同意があるときは、当該各号に定める法人と合併することができる。

一 弁護士法人 外国法律事務弁護士法人又は弁護士・外国法律事務弁護士共同法人

二 外国法律事務弁護士法人 弁護士法人又は弁護士・外国法律事務弁護士共同法人

三 弁護士・外国法律事務弁護士共同法人 弁護士法人又は外国法律事務弁護士法人

2 前項の場合において、合併後存続する法人(弁護士・外国法律事務弁護士共同法人を除く。)は、弁護士・外国法律事務弁護士共同法人となるものとし、合併により設立する法人は、弁護士・外国法律事務弁護士共同法人でなければならぬ。

3 弁護士法第三十条の二十七第二項から第四項まで、第三十条の二十八及び第三十条の二十九の規定は、前二項の場合について準用する。

第五十条の十三第一項中「第四十二条並びに第四十九条の三第一項」を「第四十三条並びに第五十二条第一項」に改め、同条第二項中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書」

護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第二十九条」を「第三十条」に、「第五十二条第一項第二号」を「第八十四条第一項第二号」に、「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第五十一条」を「第八十三条」に、「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項」に改め、第五章中同条を第六十七条とする。

第五十条の十二中「又は弁護士法人」を「弁護士法人又は弁護士・外国法律事務弁護士共同法人」に改め、同条を第六十六条とし、第五十条の十一を第六十五条とする。

第五十条の十第二項中「第四十五条第二項及び」を「第四十六条第二項及び」に、「第四十九条の四」を「第五十三条」に、「第四十九条の五」を「第五十四条」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に、「第四十五条第二項ただし書」を「第四十六条第二項ただし書」に改め、同条を第六十四条とし、第五十条の九を第六十三条とする。

第五十条の八第二項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第三項中「第五条の二第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十条の七第二項中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第六十一条とする。

第五十条の六第二項中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第五号」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第

関する法律第二条第八号」に、「同条第九号」を「同条第十二号」に改め、同条を第六十条とし、第五十条の五を第五十九条とする。

第五十条の四第二項各号中「第五十一条」を「第八十三条」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第九十二条又は第九十四条の規定により弁護士・外国法律事務弁護士共同法人が除名され、又は弁護士・外国法律事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内に当該弁護士・外国法律事務弁護士共同法人の外国法律事務弁護士である社員であつた者でその処分を受けた日から三年(弁護士・外国法律事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

第五十条の四を第五十八条とし、第五十条の三を第五十七条とし、第五十条の二を第五十六条とする。

第五十条第一項中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第二条第三号の二に規定する外国法律事務弁護士法人」と、「外国法律事務弁護士法人(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第二条第五号に規定する外国法律事務弁護士法人」と、「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第

令和元年十二月三日 衆議院会議録第十三号 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

六十六号」とあるのは「同法」と、「外国法事務弁護士法人（同条第五号）に、「弁護士法人の社員」とあるのは「外国法事務弁護士法人の社員」を「弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員」とあるのは「外国法事務弁護士共同法人の社員」とあるのは「外国法事務弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員に改め、第四章第三節中同条を第五十五条とする。

第四十九条の五中「第四十五条第一項」を「第四十六條第一項」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十九条の四中「又は弁護士法人」を、「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十九条の三第一項中「とき又は」を、「とき、又は」に改め、同項第二号中「又は弁護士法人を」、「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第七項中「弁護士法人」の下に若しくは「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同条を第五十二条とする。

第四十九条の二中「又は弁護士法人」を、「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十九条第一項中「第五條の三」を「第七條」に改め、同条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とする。

第四十七條第二項中「第四十五條第二項ただし書」を「第四十六條第二項ただし書」に改め、同条を第四十八条とし、第四十六條を第四十七條とする。

第四十五條第三項中「又は弁護士法人」を

「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第四項中「外国法事務弁護士事務所」を「外国法事務弁護士の事務所」に改め、同条を第四十六條とし、第四十四條を第四十五條とする。

第四十三條中「第二十二條各号又は第二十三條各号」を「第二十三條各号又は第二十四條各号」に改め、「事項」の下に「（弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する事項にあつては、第七十五條第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務に関するものを除く。）」を加え、第四章第二節第三款中同条を第四十四條とし、第四十二條を第四十三條とする。

第四十一條第二項中「第二十八條第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同条を第四十二條とする。

第四十條の前の見出しを削り、同条第三項中「第二十九條を」第三十條に改め、同条を第四十一條とし、同条の前に見出しとして「（弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会）」を付する。

第三十九條第二項中「第三十條第二項」を「第三十一條第二項」に改め、第四章第二節第二款中同条を第四十條とする。

第三十八條第七項中「準用する」を、「それぞれ準用する」に改め、同条を第三十九條とする。

第三十七條第二項中「第二十九條」を「第三十條」に、「第三十條第二項」を「第三十一條第二項」に改め、同条を第三十八條とする。

第三十六條中「第三十二條」を「第三十三條」に改め、第四章第二節第一款中同条を第三十七條とし、第三十五條を第三十六條とする。

第三十四條第二項中「第二十七條」を「第二十八條」に改め、同条を第三十五條とする。

第三十三條第三項中「第二十五條第三項」を「第二十六條第三項」に改め、同条を第三十四條とし、第三十二條を第三十三條とし、第三十一條を第三十二條とする。

第三十條第一項第一号中「第八條」を「第十條」に改め、同項第四号中「第十四條第一項第一号」を「第十六條第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十六條各号」を「第二十七條各号」に、「第四十八條」を「第四十九條」に改め、同条を第三十一條とし、第二十九條を第三十條とする。

第二十八條第三項中「第二十五條第三項」を「第二十六條第三項」に改め、同条を第二十九條とし、第二十七條を第二十八條とする。

第二十六條第二号中「第八條」を「第十條」に改め、同条を第二十七條とし、第二十五條を第二十六條とし、第二十四條を第二十五條とする。

第二十三條第一号中「から第三号まで」を「第二号及び第四号」に改め、同条第四号及び第五号中「及び外国法事務弁護士法人」を、「外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、第四章第一節中同条を第二十四條とする。

第二十二條第一号及び第二号中「及び外国法事務弁護士法人」を、「外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第七号中「及び外国法事務弁護士法人」

を、「外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「及び外国法事務弁護士法人」を、「外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒に関する規定

第二十二條を第二十三條とする。

第二十一條中「及び第四十二條第二項」を「第四十二條第二項」に、「並びに同法第四十五條第二項」を「第四十五條第二項」に、「及び外国法事務弁護士法人は、それぞれ弁護士及び」を「は弁護士と、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人は」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十條第一項中「第十六條第一項第一号」を「第十七條第一項第一号」に改め、同条第二項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第十七條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同条第三項中「第十條第四項及び第十一條」を「第十二條第四項及び第十三條」に改め、第三章第二節中同条を第二十一條とする。

第十九條第一項中「第十六條第一項各号」を「第十七條第一項各号」に改め、同条第二項中「第十三條第二項」を「第十五條第二項」に改め、同条を第二十條とする。

第十八條中「第十六條第二項」を「第十七條第二項」に、「第十一條第一項」を「第十三條第一

項に、第三十三條第一項を第三十四條第一項に改め、同条を第十九条とする。

第十七條第二項中「二」を「いずれかに」に改め、同条を第十八条とする。

第十六條第二項中「第十條第四項及び第十一條を第十二條第四項及び第十三條」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条を削る。

第十四條第一項第二号中「第八條」を「第十條」に改め、同項第三号中「第二十六條」を「第二十七條」に改め、同項第四号中「第三十條第二項」を「第三十一條第二項」に改め、同条第二項第一号中「第九條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同項第二号中「第十條第一項第二号」を「第十二條第一項第二号」に改め、同項第四号中「第十條第一項各号」を「第十二條第一項各号」に改め、同条第四項中「第十條第四項及び第十一條」を「第十二條第四項及び第十三條」に改め、第三章第一節中同条を第十六条とする。

第十三條第一項中「第十條第一項各号」を「第十二條第一項各号」に改め、同条を第十五条とする。

第十二條中「第二十九條」を「第三十條」に、「第二十五條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同条を第十四条とし、第十一條を第十三条とする。

第十條第二項中「又は外国法事務弁護士法人」を、「外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に、「又は当該外国法事務弁護士法人」を、「当該外国法事務弁護士法人又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人」

に改め、同条を第十二条とする。

第九條第一項中「第七條」を「第九條」に改め、同条を第十一条とし、第八條を第十條とし、第七條を第九條とし、第二章中第六條を第八條とし、第五條の三を第七條とする。

第五條の二第二項に次の一号を加える。

四 弁護士・外国法事務弁護士共同法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である外国法事務弁護士である社員が業務を執行する場合に限る。）

第五條の二を第六條とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条から附則第五条まで及び附則第二十六條の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（承認の基準に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十條第二項の規定は、第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第九條第一項の規定による申請をしている者についても適用があるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。次条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。

（懲戒の処分に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に生じた事実に基づく外国法事務弁護士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

（弁護士法の一部改正）

第五条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第六号中「第三十條の二第二項に規定する法人」を「弁護士法人（第三十條の二第一項に規定する弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）に、「又は使用人」を「若しくは使用人」に改め、「弁護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二條第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士を加え、「その法人を当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人」に改め、同条第七号中「第三十條の二第一項に規定する法人」を「弁護士法人」に、「又は使用人」を「若しくは使用人」に改め、「弁護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士」を加え、「その法人」を「当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人」に改め、同条第八号及び第九号中「第三十條の二第一項に規定する法人」を「弁護士法人」に、「又は使用人」を「若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人」に、「その法人」を「当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人」に改める。

第三十條の六第一項中「以下」の下に「この条

において」を加え、「社員等」を「社員等弁護士」に改め、同条第二項中「社員等」を「社員等弁護士」に改める。

第三十條の十八第四号中「社員等」を「社員若しくは使用人である弁護士又は使用人である外国法事務弁護士以下「社員等」という。」に改める。

第五十六條第一項中「この法律」の下に「外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士にあつては、この法律又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を加える。

第六條 弁護士法の一部を次のように改正する。

第二十五條第六号中「の社員」を「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二條第六号に規定する弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいう。以下同じ。）の社員」に、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二條第三号の二を「同条第五号」に改め、「当該弁護士法人」の下に「当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同条第七号から第九号までの規定中「弁護士法人の社員」を「弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員」に改め、「当該弁護士法人」の下に「当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第三十條の四第二項に次の一号を加える。

三 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二條又は第九十四條の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法

人が除名され、又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年(弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

第三十条の十九の見出し中「弁護士法人」を「弁護士法人等」に改め、同条第一項中「他の弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第三十条の二十三第一項第三号を次のように改める。

三 合併(合併により当該弁護士法人が消滅する場合に限る。)

第五十六条第一項中「この法律」の下に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は使用人である弁護士及び」を加え、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に改める。

(地方自治法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「又は弁護士法人」を、「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

- 一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
- 二 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)第七十五条第一項及び第九十三条第一項

(戸籍法の一部改正)

第八条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項中「弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同条第四項第一号中「除く」を「除き、弁護士・外国法事務弁護士共同法人については外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く」に改め、同項第六号中「及び同法第六条の二第一項」を「及び同項」に改める。

(金融商品取引法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「弁護士法人」の下に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

- 一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第八十一条第一項
- 二 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)第三十八条第一項
- 三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八十八号)第二十三条の二第一項
- 四 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第四条第一項第二号及び第二項第四号
- (公認会計士法の一部改正)
- 第十条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
- 第四条第十号及び第三十四条の十の十第十一

号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に改める。

第三十四条の四十三第一項中「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

第十一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項中「弁護士法人」の下に「(弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下同じ。)」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二中、「監査法人」を、「弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人」に改める。

第七十二条の四十九の六第一項中「同法第四十八条の二に規定する」を削り、「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同項第一号中「この条」を「この項及び第三項」に改める。

第百四十四条の三十八の二第一項中「同法第四十八条の二に規定する」を削り、「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同項第一号中「この条」を「この項及び第三項」に改める。

第三百九十六条の二第一項中「同法第四十八条の二に規定する」を削り、「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

人」を加え、同項第一号中「この条」を「この項及び第三項」に改める。

(土地家屋調査士法等の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「若しくは弁護士法人」を、「弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

- 一 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六十八条第一項ただし書
- 二 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第八十七条
- 三 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第八十八条第一項第九号

(税理士法の一部改正)

第十四条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に改める。

第五条第一項第一号中「若しくは弁護士法人」を、「弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第五十一条第二項中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、「その法人」を「これらの法人」に改め、同条第三項中「弁護士法に規定する社員」を「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(これらの法人の社員(弁護士に限る。))」に改め、同条第四項中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

(信用保証協会法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

一 信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)第二十条第三項

二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条の三第三項

三 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二百二十七条第二項第三号、第二百二十二条第三項第一号及び第二百七十条第三項第一号ハ

四 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第九十九条第二項第四号

五 少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第九十三条第二項第三号

(国税徴収法の一部改正)

第十六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「監査法人」を「弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十七条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の九第三項第二号中「同法第四十八条の二(設立)に規定する」を削り、「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三

十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(四)中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

(通関業法の一部改正)

第十九条 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「職務若しくは」を「職務」に改め、「弁護士法人が行う業務」の下に「若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第七十一条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が行う業務」を加える。

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第二十条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第七号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に、「第五条の二第二項又は第五条の三」を「第六条第一項又は第七条」に、「及び同法第二条第三号の二」を「同法第二条第五号」に、「第五十条の五」を「第五十九条に規定する役務の提供及び同法第二条第六号に規定する弁護士・外国法事務弁護士共同法人が行う弁護士法第三条第一項又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第七十一条」に改める。

(貸金業法の一部改正)

第二十一条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第五号中「はり紙」を「貼り紙」に改め、同項第九号中「若しくは弁護士法人」を「弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第二十二条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は弁護士法人」を「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

(貸金業法の一部改正)

第二十一条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第五号中「はり紙」を「貼り紙」に改め、同項第九号中「若しくは弁護士法人」を「弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第二十二条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は弁護士法人」を「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第十八条第八項中「又は弁護士法人」を「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第十九条第一項中「又は弁護士法人」を「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第二十三条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第七号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に改める。

(総合法律支援法の一部改正)

第二十四条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「及び弁護士法人」を「弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第三条及び第七条中「弁護士法人」の下に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第十条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に、「又は弁護士法人」を「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第二項中「及び弁護士法人」を「弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「及び弁護士法人」を「弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第三条及び第七条中「弁護士法人」の下に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第十条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に、「又は弁護士法人」を「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第二項中「及び弁護士法人」を「弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二十九条第五項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第八項第一号中「弁護士法人」の下に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第三十条第一項第一号ロ、第三号、第七号及び第十号並びに第三十二条第三項中「弁護士法人」の下に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第二十五条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四項中「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同条第七項中「雇用する弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第四条第二項中「が弁護士法人」の下に「又は

弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を、「当該弁護士法人」の下に「又は当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同項ただし書中「前項を「同項」に改める。
(会社法の一部改正)

第二十六条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第四十三条第三項」の下に「及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第五十条の十三第二項」を加える。

第二十七条 会社法の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項中「明瞭」を「明瞭」に改め、同条第十項第三号及び第十一項第五号中「弁護士法人」の下に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第二百七条第九項第四号及び第十項第四号並びに第二百八十四条第九項第四号及び第十項第四号中「弁護士法人」の下に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第八百五十二条第一項中「若しくは弁護士法人」を、「弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第九百四十三条第一号中「及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「並びに外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項、第八十条第一項及び第八十二条第三項」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正)

第二十八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三百三十七条第九項第三号及び第十項第四号中「弁護士法人」の下に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第二百八十二条第一項中「若しくは弁護士法人」を、「弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正)

第二十九条 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「てん補」を「填補」に改め、同条第三項中「弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第二十二条第一項中「弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第二十七条第一項中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

(信託法の一部改正)

第三十条 信託法(平成十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項、第四十五条第一項及び第六十一条第一項中「とき又はは」を「とき、又はは」に改め、「弁護士法人」の下に「弁護士・外国法

事務弁護士共同法人」を加える。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第三十一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四十四号中「外国法事務弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正)

第三十二条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は弁護士若しくは弁護士法人」を、「又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第二項中「又は弁護士法人」を、「弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第三項中「準用する」を、「それぞれ準用する」に改める。

理 由

法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応し、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の系統についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行

うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応し、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等(外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び外国弁護士(外国法事務弁護士でない者で、所要の要件を満たす者に限る。))をいう。以下同じ。による国際仲裁事件及び国際調停事件の系統についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国際仲裁事件及び国際調停事件についての系統の代理の規定の整備

(一) 外国法事務弁護士等が手続等を代理することができ国際仲裁事件の定義を拡大し、民事に関する仲裁事件であつて、次のいずれかに該当するものをいうものとすること。

(1) 当事者の全部又は一部が外国に本店等を有する者であるもの(当事者の全部又

は一部の発行済株式(議決権のあるもの)の総数の過半数を有する者等が外国に本店等を有する者であるものを含む。) (2) 当事者が合意により定めた準拠法が日本法以外の法であるもの (3) 外国を仲裁地とするもの (二) 国際調停事件の定義規定を新設し、民事に関する調停事件(当事者の全部が法人等の事業者である紛争に係る事件に限る。)であつて、(一)(1)又は(2)のいずれかに該当するものをいうものとするともに、外国法事務弁護士等が国際調停事件の手続(民間事業者によつて実施されるものに限る。)を代理することができるものとする。 2 外国弁護士が資格取得後に日本国内において弁護士等に雇用され資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供について、外国法事務弁護士となるための承認要件の一つである職務経験(資格取得後三年以上の実務経験)に算入できる期間の上限を一年から二年に拡大するものとする。 3 弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度を創設し、業務の範囲、業務の執行、権限外法律事務の取扱ひについての業務上の命令及び不当関与の禁止等、所要の規定を整備するものとする。 4 施行期日 この法律は、1及び2については公布の日から起算して三月を経過した日から、3については公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。	ない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 二 議案の可決理由 本案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応し、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手続についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。 令和元年十一月二十九日 法務委員長 松島みどり 衆議院議長 大島 理森殿 (別紙) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。 一 企業の国際取引の増加等に伴い需要が拡大している外国法サービスや、本法の施行により我が国でも活性化が期待される国際仲裁及び国際調停の担い手となる日本の弁護士その他の法律人材が養成されるよう、人材育成その他の必要な取組を行うこと。	二 日本法令の外国語訳を迅速に提供するなど、我が国における国際仲裁及び国際調停、ひいては国際ビジネスの活性化に向けた環境整備に取り組むこと。 三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度について、本制度を利用した外国法事務弁護士による権限外の業務に対する不当関与等の懸念が示されていることを踏まえ、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて更なる措置を講ずること。 四 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度における外国法事務弁護士が執行できる業務の範囲及び権限外の業務に対する不当関与の禁止の規定等について、企業を含む関係者に対し、十分な周知・説明を行うこと。
--	--	---

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体	本号一部
一一〇円	一二二円